

| | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| <h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1> | 発行 |
| | 高知県 |
| | 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 |
| | 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日) |

目次

| | |
|---|-----|
| 告 示 | ページ |
| ◎動産公売会における公売物件の売却代金の現金領収証書の様式の定め (税務課) | 1 |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課) | 2 |
| 公 告 | |
| ○農用地利用配分計画の認可 (2件) (農地・担い手対策課) | 2 |
| ○都市計画の変更の図書の縦覧 (2件) (都市計画課) | 2 |
| 高知県選挙管理委員会告示 | |
| ○高知県選挙管理委員会委員の就任 (12・28掲示) | 3 |
| 高知県人事委員会規則 | |
| ◎公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 3 |
| 高知県内水面漁場管理委員会公告 | |
| ○平成28年における増殖目標量、期間等 | 3 |
| 高知県収用委員会公告 | |
| ○収用の裁決手続の開始の決定 (4件) | 4 |
| 落札公告 | |
| ○落札者等の公告 (教育委員会事務局教育政策課) | 5 |

告 示

高知県告示第12号

高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)第39条第2項において準用する同条第1項の規定により、動産公売会における公売物件の売却代金の現金領収証書の様式を次のとおり定める。

平成28年1月15日

高知県知事 尾崎 正直

整理票

| | | | |
|--------|--|----|--|
| 売却区分番号 | | 品名 | |
|--------|--|----|--|

- ・この整理票を持って売却代金の納付場所に行ってください。
- ・売却代金の納付の際には、身分を確認することができるものを提示してください。

----- (切り取り線) -----

第 号

現金領収証書 (原符)

様

¥

| | |
|--------|----|
| 売却区分番号 | 品名 |
|--------|----|

売却代金として上記のとおり領収しました。

年 月 日

県税事務所

出納員 (現金取扱員)



----- (切り離さないでください) -----

第 号

現金領収証書

様

¥

| | |
|--------|----|
| 売却区分番号 | 品名 |
|--------|----|

売却代金として上記のとおり領収しました。

年 月 日

県税事務所

出納員 (現金取扱員)



----- (切り離さないでください) -----

公売物件引換券

| | | | |
|--------|--|----|--|
| 売却区分番号 | | 品名 | |
|--------|--|----|--|

上記の公売物件の引渡しを受けました。

氏名

高知県告示第13号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において読み替えて準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条第2項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年1月15日

高知県知事 尾崎 正直

| 施術者氏名 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 廃止年月日 |
|-------|--------|-----------|-------------|
| 橋詰 晟 | 橋詰接骨院 | 南国市植田1579 | 平成27年12月31日 |

公 告

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。

平成28年1月15日

高知県知事 尾崎 正直

1 農用地利用配分計画の概要

- (1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市才谷52番地
岡崎 茂
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市国分字中ノ坪35番1並びに字神ノ木380番イ、380番2、381番1、382番及び393番
- (2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市浜改田565番地
中村 和雅
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市久枝字開田乙155番、乙156番、乙157番1、乙234番、乙235番及び乙236番
- (3)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市篠原864番地1
野村 美智子
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市篠原字大田345番1、348番2、349番1及び349番2並びに字小沢399番1及び399番2
- (4)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称

- 南国市植田907番地2
門田 俊一
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市植田字大畑1608番
- (5)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市前浜2057番地4
池 正人
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市久枝字開田乙224番2、乙225番1、乙225番2及び乙247番
- (6)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
南国市前浜2057番地4
池 正人
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
南国市下島字場南丙67番1、丙91番、丙92番、丙94番1、丙102番1、丙103番1、丙104番、丙106番、丙107番、丙108番、丙109番、丙114番、丙116番、丙118番、丙119番、丙124番、丙125番、丙126番1、丙128番、丙129番、丙148番1及び丙149番1、字ヒエジリ377番1並びに字ハゲ田381番1並びに久枝字開田乙451番、乙452番、乙455番2、乙456番1、乙483番2、乙487番及び乙488番1
- (7)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高知市中秦泉寺233番地
田内 健一
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
香南市野市町土居字船橋46番1、46番2、46番3及び46番4並びに字福永239番並びに香我美町岸本字イノ丸1348番、1389番1、1390番1及び1391番1
- (8)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
高知市大津乙479番地
山添 真次郎
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
高岡郡日高村下分字柏木6866番及び6868番
- (9)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
安芸市本町四丁目6番25号
菊水酒造株式会社 代表取締役 春田 忠
イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
幡多郡黒潮町田野浦字八重谷596番2、字本田2940番及び3075番並びに字西間3349番、出口字梅ノ木谷843番1及び843番2並びに字ワニ石2875番、2879番及び2900番並びに浮鞭字ヤモウヂ4213番
- 2 認可年月日
平成28年1月15日

- 農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から申請があった農用地利用配分計画について、次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可をした。
平成28年1月15日
高知県知事 尾崎 正直
- 1 農用地利用配分計画の概要
(1) 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称
四万十市西土佐藤ノ川638番地2
農事組合法人四万十川営農組合 組合長 武内 幸男
(2) 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番
四万十市西土佐藤ノ川字堀ノ本314番1、319番及び320番、字松ノ本330番及び1099番、字ヒノヒラ388番1及び398番1、字イツノ川402番1、405番1及び406番1、字牛ノ爪488番1、488番3、488番4、491番1及び495番2、字藤ノ井1030番、1042番及び1043番、字竹ヶ谷1118番、字屯田1159番、1165番、1166番、1170番、1171番、1173番、1174番、1175番、1177番及び1178番並びに字丸ノ山1316番、1317番及び1318番
- 2 認可年月日
平成28年1月15日
- 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により安芸市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。
平成28年1月15日
高知県知事 尾崎 正直
- 1 都市計画の種類
安芸都市計画道路（3・5・6号中央線）
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び安芸市役所
- 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によりいの町から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。
平成28年1月15日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画下水道（いの町公共下水道）
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及びいの町役場

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第119号

高知県選挙管理委員会委員として、次の者が新たに就任した。
平成27年12月28日（揭示済）
高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

| 氏名 | 住所 | 摘要 |
|-------|-----------------|---------|
| 恒石 好信 | 香美市香北町太郎丸549番地1 | 委員長 |
| 行田 博文 | 高知市中万々286番地26 | 委員長代理委員 |
| 土居 秀喜 | 高知市長浜5090番地 | 委員 |
| 宮上 佳恵 | 高知市三園町58番地 | 委員 |

人事委員会規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年1月15日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第1号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 南国市教育委員会事務局の項中「教育長 教育次長」を「教育次長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月16日から施行する。

**内水面漁場管理
委員会公告**

高知県内水面の第五種共同漁業に対する平成28年における増殖目標量、期間等について、平成27年12月25日に次のとおり決定したので公告する。

平成28年1月15日

高知県内水面漁場管理委員会会長代理 中島 和代

1 漁業権番号、漁場名及び魚種別の放流量

| 漁業権番号 | 漁場名 | 魚種別の放流量 | | | | | |
|---------|----------------------|------------|------|-------|------------|-------------|-------------------|
| | | あゆ (kg) | うなぎ | | こい (kg) | あまご (kg) | もくずが に (尾数) |
| | | | (kg) | (尾数) | | | |
| 内共第501号 | 野根川水系 | 30 | 10 | 200 | — | 15 | 1,000 |
| 内共第502号 | 西の川水系 | 30 | 10 | 200 | — | 15 | 1,000 |
| 内共第503号 | 羽根川水系 | 30 | 10 | 200 | — | 15 | — |
| 内共第504号 | 奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から下流 | 200 | 40 | 800 | — | 25 | 3,000 |
| 内共第505号 | 奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から上流 | 30 | 10 | 200 | — | 25 | — |
| 内共第506号 | 安田川水系 | 200 | 40 | 800 | — | 15 | 3,000 |
| 内共第507号 | 伊尾木川水系及び安芸川水系 | 200 | 40 | 800 | — | 15 | 3,000 |
| 内共第508号 | 赤野川水系 | 30 | 10 | 200 | — | 15 | 1,000 |
| 内共第509号 | 物部川水系 | 300 | 70 | 1,400 | — | 50 | 5,000 |
| 内共第510号 | 吉野川水系中発電用高藪えん堤から下流 | 300 | 70 | 1,400 | — | 25 | 3,000 |
| 内共第511号 | 吉野川水系中発電用高藪えん堤から上流 | 30 | — | — | — | 125 | — |

| | | | | | | | |
|---------|------------------------------|-------|-----|--------|---|-----|--------|
| 内共第512号 | 鏡川水系 | 200 | 40 | 800 | — | 15 | 3,000 |
| 内共第513号 | 仁淀川水系 | 500 | 120 | 2,400 | — | 50 | 5,000 |
| 内共第514号 | 新莊川水系 | 125 | 20 | 400 | — | — | 1,000 |
| 内共第515号 | 四万十川水系中発電 用家地川えん堤から 上流 | 200 | 40 | 800 | — | 15 | — |
| 内共第516号 | 四万十川水系中発電 用家地川えん堤から 下流 | 500 | 120 | 2,400 | — | 50 | 5,000 |
| 内共第517号 | 松田川水系 | 125 | 20 | 400 | — | 15 | 3,000 |
| 計 | 17件 | 3,030 | 670 | 13,400 | — | 485 | 37,000 |

- 2 種苗放流のほかに、次のような方法を組み合わせて総合的な増殖活動に積極的に取り組むこと。
 産卵場造成（河川規模及び生息環境に見合った適正な産卵場面積の算出等）
 遡上・降下の助長（河口開削、魚道の整備、汲み上げ再放流、汲み下ろし再放流等）
 増殖効果の改善（放流手法の改善、害魚等による食害の軽減等）
 資源動態の把握（遡上・産卵・流下稚仔量調査等）
 漁場環境保全活動の推進（山林及び水質の保全、水産用維持流量の確保等）
- 3 あゆについては、再生産につながる種苗等の放流に努めること。
- 4 うなぎについては、重量又は尾数のいずれかを満たせば良いものとし、放流種苗のサイズは、1尾当たり20グラムから50グラムまでのものを推奨する。また、放流の際に、異種のうなぎが混入していないことを十分に確認し、にほんうなぎ以外のうなぎが放流されることがないようにすること。
- 5 こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、増殖目標量は示さない。
- 6 種苗放流に当たっては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止等、魚類防疫対策に留意すること。
- 7 増殖を行うべき期間は、平成28年1月1日から同年12月31日までとする。
- 8 漁業権者は、7に掲げる期間の終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成28年1月15日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川仁淀川水系仁淀川改修工事（新居箇所河道掘削・高知市春野町西畑字平床割地内から同市春野町西畑字高川原割地先河川敷地まで）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
高知市春野町西畑地内

| 字 | 地番 | 地目 | | 地積 | | 裁決手続の開始を決定した土地の面積 |
|------|--------|-----|-----|------|---------|-------------------|
| | | 登記簿 | 現況 | 登記簿 | 実測 | |
| 高川原割 | 1499番エ | 原野 | 原野 | 390㎡ | 271.48㎡ | 271.48㎡ |
| | | | 〃 | | 71.42㎡ | 71.42㎡ |
| | | | 雑種地 | | 74.36㎡ | 74.36㎡ |

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 4 土地所有者の住所及び氏名
不明。ただし、登記簿表題部所有者
住所不明 吉永 平吉
- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成28年1月12日



土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成28年1月15日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川仁淀川水系仁淀川改修工事（新居箇所河道掘削・高知市春野町西畑字平床割地内から同市春野町西畑字高川原割地先河川敷地まで）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
高知市春野町西畑地内

| 字 | 地番 | 地目 | | 地積 | | 裁決手続の開始を決定した土地の面積 |
|------|---------|-----|----|-----|--------|-------------------|
| | | 登記簿 | 現況 | 登記簿 | 実測 | |
| 外川原割 | 1496番35 | 原野 | 原野 | 46㎡ | 49.22㎡ | 49.22㎡ |

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 4 土地所有者の住所及び氏名
不明。ただし、登記簿表題部所有者
住所不明 吉永 常次
- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成28年1月12日

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成28年1月15日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称
国土交通大臣

- 2 事業の種類
一級河川仁淀川水系仁淀川改修工事（新居箇所河道掘削・高知市春野町西畑字平床割地内から同市春野町西畑字高川原割地先河川敷地まで）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
高知市春野町西畑地内

| 字 | 地番 | 地目 | | 地積 | | 裁決手続の開始を決定した土地の面積 |
|-----|---------|-----|----|-------|--------|-------------------|
| | | 登記簿 | 現況 | 登記簿 | 実測 | |
| 行弘割 | 1508番38 | 原野 | 原野 | 29㎡ | 29.88㎡ | 29.88㎡ |
| | 1508番40 | 〃 | 〃 | 1.56㎡ | 1.56㎡ | 1.56㎡ |

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 4 土地所有者の住所及び氏名
不明。ただし、登記簿表題部所有者
住所不明 矢野 初次
- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成28年1月12日

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成28年1月15日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一級河川仁淀川水系仁淀川改修工事（新居箇所河道掘削・高知市春野町西畑字平床割地内から同市春野町西畑字高川原割地先河川敷地まで）

- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
高知市春野町西畑地内

| 字 | 地番 | 地目 | | 地積 | | 裁決手続の開始を決定した土地の面積 |
|------|---------|-----|-----|-------|---------|-------------------|
| | | 登記簿 | 現況 | 登記簿 | 実測 | |
| 外川原割 | 1496番18 | 原野 | 原野 | 95㎡ | 101.65㎡ | 101.65㎡ |
| 上川原割 | 1498番オ | 〃 | 〃 | 284㎡ | 303.88㎡ | 303.88㎡ |
| 高川原割 | 1499番35 | 〃 | 原野 | 772㎡ | 342.87㎡ | 342.87㎡ |
| | | | 〃 | | 227.45㎡ | 227.45㎡ |
| | | | 雑種地 | | 201.84㎡ | 201.84㎡ |
| | 1499番37 | 〃 | 原野 | 3.15㎡ | 3.15㎡ | 3.15㎡ |

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 4 土地所有者の住所及び氏名
不明。ただし、登記簿表題部所有者
住所不明 矢野 金吾
- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成28年1月12日

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125

号) 第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成28年1月15日

高知県教育長 田村 壯児

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
高知県立学校校内LAN幹線機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県教育委員会事務局教育政策課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日
平成27年11月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 落札金額
月額 577,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
平成27年10月9日